

保連発 0705 第 1 号  
令和元年 7 月 5 日

健康保険組合理事長  
全国健康保険協会理事長 御中

厚生労働省保険局  
医療介護連携政策課長  
(公印省略)

消費税率の引上げ等に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用における  
消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成 24 年 8 月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号)等において、消費税率(地方消費税率を含みます。以下同じ。)が令和元年 10 月 1 日に 8%から 10%に引き上げることが規定されています。

消費税(地方消費税を含みます。以下同じ。)は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成 25 年法律第 41 号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)が制定されています(平成 25 年 10 月 1 日施行)。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置等について定めており、商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止しています。具体的には、特定事業者による(1)減額(2)買ったたき(3)商品購入、役務利用又は利益提供の要請(4)本体価格での交渉の拒否(5)報復行為が禁止されているところです。

このため、貴団体においても、上記の趣旨を踏まえ、別紙を参考に、特定健康診査及び特定保健指導の費用について、特定健康診査及び特定保健指導の委託先に対し、適切に消費税が転嫁されるよう特段のご配慮をお願いします。

なお、保険者及び健診実施機関、保健指導実施機関等における具体的な消費税率の適用の考え方等については、平成 30 年 12 月 25 日付事務連絡「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」を发出していますので、併せてご了知をお願いします。

## 消費税増税に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用にかかる留意事項

令和元年10月1日に消費税率が8%から10%へ引き上げられ、令和元年10月1日以後に行われる資産の譲渡等については、10%の消費税率が適用されることとなる。これに伴い、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施機関において、令和元年10月1日以後に実施される特定健康診査及び令和元年10月1日以後に終了する特定保健指導の対価（費用）については、原則として、10%の税率が適用される（令和元年9月30日までに実施された特定健康診査の対価については、8%の消費税率が適用）。

ただし、国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施している特定保健指導（集合契約B以外の契約形態（個別契約等）に基づき実施されている特定保健指導であって、その契約内容が集合契約Bと同様の費用決済方法である場合を含む。）において、実施機関が初回面接を令和元年9月30日までに終了している場合の当該指導の対価の額（動機付け支援については保険者負担額の8/10、積極的支援については保険者負担額の4/10）については、8%の消費税率が適用される。

## &lt;参考1&gt;

- 消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000464499.pdf>

## &lt;参考2&gt;

消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置等の具体的な内容については、以下のURLも参照いただきたい。

- 消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）

[https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen\\_zeiritsu/other/img/20181128\\_guidline.pdf](https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/other/img/20181128_guidline.pdf)

- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_190329\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190329_0002.pdf)

- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_190329\\_0004.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190329_0004.pdf)

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために〈10%引上げ対応版〉

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_190515\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190515_0001.pdf)